

アライグマ溺死措置の改善を求める申入書

環境省 自然環境局野生生物課外来生物対策室 御中

岐阜県 環境生活部地球環境課 御中

多治見市 環境課 御中

土岐市 環境課 御中

瑞浪市 経済環境部農林課 御中

恵那市 林業振興課 御中

関市 林業振興課 御中

山県市役所 産業振興課 御中

2010年（平成22年）11月 2日

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル4階 植田法律事務所内

THEペット法塾

代表世話人・弁護士 植田 勝博

事務局長・弁護士 細川 敦史

TEL 06-6362-8177

FAX 06-6362-8178

第1 はじめに

「THEペット法塾」は、ペットを含む広く動物にまつわる法律問題について法律専門家とボランティアが共に研究し、連携して問題解決に取り組んでいる組織です。

この度、岐阜県内の複数の市において、市民に対し、捕獲したアライグマを溺死させる殺処分方法を指導していることが判明しました。

法律上、有害鳥獣ないし特定外来生物とされているアライグマといえども「命あるもの」たる動物であり、やむを得ず殺処分される場合であっても、動物愛護管理法の精神に則り、苦痛を与えない方法によらなければなりません。

よって、当塾としては、関係機関の改善を求めて、次のとおり強く申し入れます。

第2 申し入れの趣旨

- 1 多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、関市および山県市は、市民が捕獲したアライグマを溺死させる方法により殺処分させる運用ないし指導を直ちに停止し、アライグマに苦痛を与えない方法に改めること
- 2 国・環境省または岐阜県は、同県内の市町村が、捕獲したアライグマについて、溺死その他不必要に苦痛を与える方法により殺処分しているかをすみやかに調査し、そのような

事実が判明した場合は直ちに改善させること

- 3 国・環境省は、捕獲したアライグマの殺処分方法について、全国の実態調査を実施するとともに、動物愛護管理法等の趣旨を各自治体に徹底させることを申し入れる。

第3 申し入れの理由

- 1 多治見市をはじめ、岐阜県内の複数の市は、市民に捕獲箱を貸し出し、アライグマが捕獲されたら、近くの川ないし池に漬けて殺し、アライグマの死体は普通ごみとして出すよう指導・教示している。

これら市民の行為や市の措置は、以下に指摘するとおり違法であり、また、法律以外の深刻な問題を含んでいることから、直ちに改善されなければならない。

2 法律・指針違反

アライグマを水に漬けて殺す行為およびそのような殺処分方法を指導することは、以下の法令および指針に反するものである。

(1) 動物愛護管理法違反

- ① 2条「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにする」（なお、同条の「動物」は広く動物一般を指し、限定はない）
- ② 40条1項「動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。」
- ③ 同条2項に基づき定められた環境省告示第105号動物の殺処分方法に関する指針の第3「殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」（第4補則-2項で対象動物以外を殺処分する場合にも配慮することを明記している）

(2) 外来生物法違反

- ① 同法3条に基づき定められた「特定外来生物被害基本方針」第3-2「特定外来生物をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとする。」
- ② 同基本方針第5-5(2)「特定外来生物に指定された動物について、輸入、飼養等その他の取扱いや防除を行う際には、それが命あるものであることにかんがみ、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の考え方に沿った適切な方法により個体の取扱いを行うよう留意する。」

(3) 鳥獣保護法違反

同法3条に基づき定められた「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」II-第四-1(7)「捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。」

(4) 日本獣医師会の指針違反

社団法人日本獣医師会は、平成19年7月、「外来生物に対する対策の考え方」と題する報告書を作成しており、その中で、「特定外来生物の安楽殺処分に関する指針」を取りまとめている。同指針の7項において「危険あるいは無差別的で人道的ではないため、行ってはならない」例として、窒息、焼却、放血、頭部強打と並んで「物理的方法：溺死」があげられている。これは「できる限り」というような例外のない禁止である。また、同指針の2項で、殺処分は原則として獣医師がおこなうものとされている。

市民の手によるアライグマの水漬け殺処分は、日本獣医師会作成の指針に明確に反する。

3 倫理・道徳・教育上の問題

以上に指摘した法令等の問題以外にも、非人道的で社会的に容認されているとは言い難い水漬け殺処分を、猟銃の許可を得ている者だけではなく、広く一般市民にさせ続けることによって、動物を虐待することについての心理的抵抗を失わせるおそれがある。そして、動物虐待がエスカレートした場合に、その攻撃性は人間に向かい、特に弱い者（幼児、女性、老人、ホームレス等）が攻撃されるおそれがある。

また、アライグマが水に漬けられ溺死させられる状況を子どもが目にしたたり、残虐な殺処分を当たり前の出来事として大人から聞かされることは、教育上の観点から大きな問題があることは言うまでもない。前記の動物虐待がエスカレートする危険性は、少年犯罪との関連性がより強いとされていることから、子どもに残虐な殺処分を見せたり、聞かせたりすることは、子どもの健全な育成の点から大きな問題がある。

4 感染症リスクの問題

川や池に漬けて殺す場合、アライグマが保有する病原菌が水を介して蔓延し、人の生活に支障を来すおそれがあることも問題点としてあげられる。

5 予算の問題では正当化できない問題であること

これらの問題点を含む水漬け殺処分を行っていることについて、各市は、予算の問題、つまり、市にお金がないからと説明しているようである。

しかしながら、予算、お金の問題では、アライグマに対する残虐な殺処分を正当化することはできない。自治体に予算がない場合は「できる限り」の要件をみたと解釈し、残虐な殺処分を許してしまえば、予算措置を講じなければいつまでも改善がなされず、残虐な殺処分が繰り返されることになり、明らかに不合理である。

6 まとめ

平成17年6月1日に外来生物法が施行され、また、近時、多用されている「生物多様性」の錦の御旗のもとに、特定外来生物に指定されているアライグマは防除・根絶の波にさらされている。「害獣」であるアライグマは人間の敵であるから、どのような殺し方をしても構わない、害獣の殺処分にお金をかけるなんてとんでもないというような意見さえあるが、それは前記に指摘した法律や指針の文言に照らして明らかに誤っている。法律以前の問題とし

ても、人間の身勝手であり、奢りである。

アライグマが命ある「動物」であることは、動かない事実である。この点を軸に据えて、動物に関する基本法である動物愛護管理法を原則として、その趣旨を最大限に尊重しなければならない。

以 上